

# 地域に貢献する博物館の新たな役割と機能強化

～学芸員養成課程の実態把握と博物館が果たすべき役割の検討～

2020年5月28日

みずほ総合研究所

## <目次>

はじめに .....	1
1. 学芸員養成課程の実態 .....	2
(1) 調査概要・項目 .....	2
(2) 調査の結果（主要項目のみ） .....	3
①養成課程の教育目標：「実務に長けた専門職としての養成」を目指す大学が多数....	3
②履修にあたっての制限：学生の質保証を志向する大学が多数.....	3
③博物館実習への参加にあたっての制限：人数制限による学生の質保証を志向 .....	4
④養成課程における新規分野との連携：進む「博物館×新規分野」 .....	5
⑤学生からの費用徴収：国公立大と私立大学で対応に大きな差.....	6
⑥養成課程にかかわる教員数（常勤・非常勤）：非常勤職員に支えられる現場 .....	7
⑦単位数増加の教育への影響：肯定的な回答が多数.....	7
⑧資格取得者数の推移：養成課程改定後減少し、その後下げ止まり .....	8
⑨博物館関係の就職者数の推移：各大学で平均 1 人に満たない .....	9
(3) 調査結果を踏まえた分析 .....	10
2. 博物館及び学芸員の果たすべき役割 .....	11
(1) 調査概要・項目 .....	11
①訪問ヒアリング.....	11
②メールアンケート調査.....	11
(2) 聴取結果の整理 .....	12
①博物館の果たすべき役割 .....	12
②学芸員の果たすべき役割 .....	13
③学芸員養成課程の学びの内容について .....	14
④博物館実習のあり方について.....	15
⑤学芸員養成課程を支える教育体制について.....	16
⑥資格付与 .....	16
⑦前回改定の振り返り .....	16
⑧その他 .....	16
おわりに .....	17

## はじめに

近年のインバウンドの増加や、ICOM、東京オリンピック・パラリンピック開催を背景として、国民や日本を訪れる外国人（以降、合わせて「市民」という。）の自国文化や地域文化への関心が高まっている。こうした中で、資料を「収集・保存」することで未来へ継承し、「調査・研究」を通して日本文化への理解を深め、「展示・教育」を通して市民に還元する博物館の役割はますます重要になっている。

博物館の重要性が高まる一方で、グローバル化、技術の進歩、人口構造の変化、都市への人口偏在等、博物館を取り巻く社会環境は大きく変化しており、昭和 26（1951）年に制定された博物館法における博物館の定義・想定から進化させていく方向で、時代のニーズに即した「新しい博物館の在り方」を模索していく必要がある。

博物館が時代のニーズに即した役割を発揮するためには、「収集・保存」、「調査・研究」、「展示・教育」といった博物館の基本機能を支える学芸員の、環境変化や時代のニーズに即した資質向上が重要であり、学芸員養成の在り方の再検討や、学芸員の学びなおしの仕組みを創出することが必要となる。同時に、学芸員が自身の資質向上に取り組めるような環境整備を進めていくことも重要である。

学芸員資格取得者の資質の向上については、平成 21（2009 年）に学芸員養成課程のカリキュラム改定が実施され、従前の 8 科目 12 単位から、9 科目 19 単位へと法定科目数が増加したところである。前回改定から約 10 年が経過し、前述のように博物館を取り巻く環境が大きく変わっている中で、養成課程の在り方についても検討を行うことが必要であるが、学芸員養成の改定がもたらした影響や、オペレーションの実態について把握した調査研究は十分ではない。また、養成課程の今後の在り方を検討する上では、博物館そのものの在り方について検討を行うことも重要であろう。

以上の問題意識の下、Web アンケート調査による学芸員養成課程の実態把握、博物館・学芸員の今後の在り方に関する有識者からの意見聴取を実施し、調査委員会における議論を通して、「新しい博物館の在り方」を展望した上で、学芸員養成課程の再検討や、学芸員の資質向上を支える環境整備等について検討を行うことを目的として本調査を実施した。ご多用のところ調査への協力をいただいた、大学及び有識者各位のご厚意に改めての感謝を表す。

なお、本稿は同調査事業報告書<sup>1</sup>の概要版として作成したものであり、詳細については事業報告書を参照されたい。

---

<sup>1</sup> <https://www.mizuho-ri.co.jp/company/highlights/2020/05/20200511.html>

## 1. 学芸員養成課程の実態

ここでは、学芸員養成課程を設置する約 300 の大学に対して実施したアンケート調査の結果を紹介したい。

### (1) 調査概要・項目

大学における学芸員養成課程の運用実態についての基礎的なデータを収集するため、同課程を開講する大学を対象としてアンケート調査を実施した。

調査の概要及び項目は以下のとおりである。

#### 【調査概要】

項目	概要
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化庁 Web サイト「学芸員養成課程開講大学一覧」の 304 校のうち、課程廃止が確認された 5 校を除く 299 校</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>Web アンケート調査 (ホームページ等でメールアドレスを収集できた校は、メールで回答依頼。アドレス不明校は同校問合せフォームから回答依頼)</li> <li>事務方と学芸主任で内容を摺合せの上での回答を依頼</li> <li>メール判明校は期間中 1 回、督促を実施</li> </ul>
回答数(率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効回答数: 127 件(42%) ※うち、国公立 41 件、私立 86 件 (学部ごとの回答希望校が 2 校あったため、これを考慮して有効回答率は 127/301 で計算)</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020 年 1 月 15 日(水)～2 月 7 日(金)</li> </ul>

出所：みずほ総合研究所作成

#### 【調査項目】

項目	概要
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大学名、担当者の所属、連絡先</li> </ul>
課程全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 養成課程の位置づけ、教育目標、開設時期</li> </ul>
履修・実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 履修制限の有無と設定の理由</li> <li>✓ 実習参加制限の有無と設定の理由</li> <li>✓ 実習の内容</li> <li>✓ 費用徴収の有無と金額(履修登録・実習)</li> <li>✓ 学生の所属学部系統</li> </ul>
資格取得人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資格取得者数の推移(直近 10 年間)</li> <li>✓ 博物館関係の就職者数の推移(直近 3 年間)</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複数科目を担当する教員数</li> <li>✓ 養成課程に関わる教員数(常勤・非常勤)</li> </ul>
前回改定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単位数増加の教育への影響</li> <li>✓ 養成課程についての要望</li> </ul>

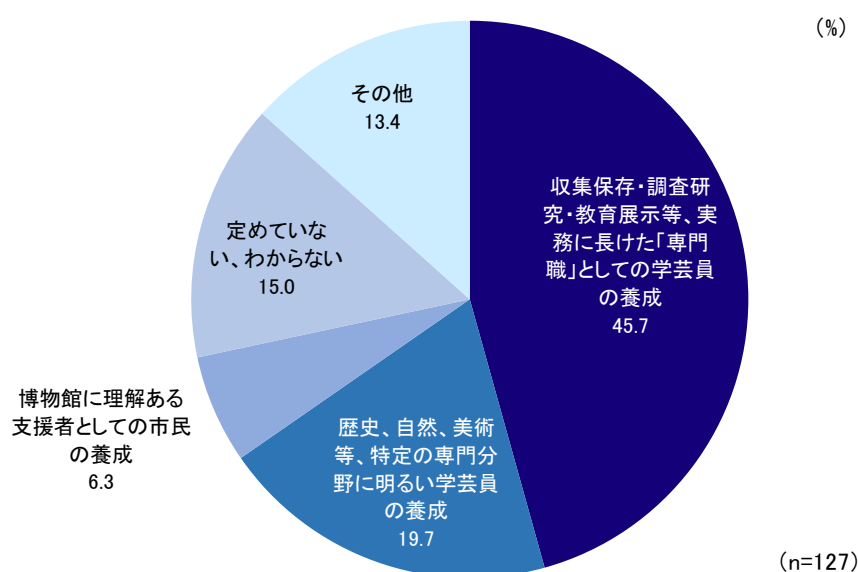
出所：みずほ総合研究所作成

## (2) 調査の結果（主要項目のみ）

### ①養成課程の教育目標：「実務に長けた専門職としての養成」を目指す大学が多数

養成課程終了時の到達目標について、半数近い（45.7%）の大学で、最も近いものとして「収集保存・調査研究・教育展示等、実務に長けた「専門職」としての学芸員の養成」が挙げられた。次いで、「歴史、自然、美術等、特定の専門分野に明るい学芸員の養成」が19.7%、「博物館に理解ある支援者としての市民の養成」（6.3%）となった。一方で、教育目標を「定めていない、わからない」とする大学も15.0%見られた。

【養成課程における教育目標】



(出所) みずほ総合研究所作成

### ②履修にあたっての制限：学生の質保証を志向する大学が多数

自校の学芸員養成課程において、履修希望者への履修制限を設けていない大学は8割程度と多数派であった。このことから、博物館に興味を持つ学生や資格取得希望者に広く門戸が開かれていることが示唆される。

他方で、現場の博物館のニーズを上回る有資格者が養成されること、少人数での講義や実習・演習が困難になるなどして大学間の養成課程の質の平準化が難しくなることが懸念される。これに対しては、養成課程における少人数での実習・演習を重視する場合や、履修者数の制限を検討する場合は、何らかの形で絶対数をコントロールすることも取りうる措置であろう。門戸開放と、質保証及び供給量コントロールの双方を考慮する必要がある。

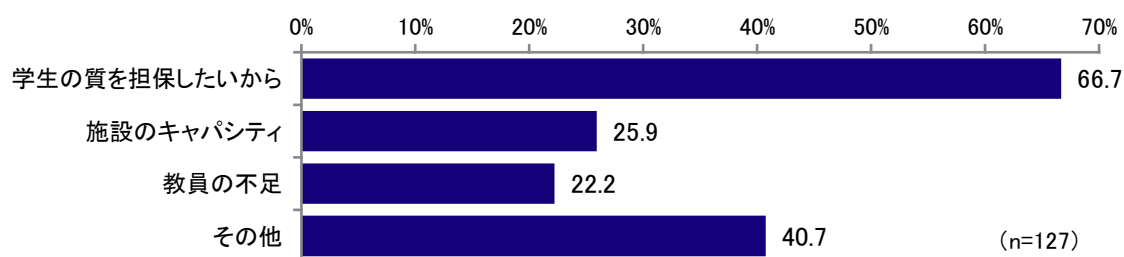
履修制限を設けていると回答した大学に対し、その方法を自由記述で尋ねたところ、課程設置学部など特定学部・学科等の学生にのみ履修を認める形や、GPAなどの成績あるいは選抜試験・提出課題による選考を行う形が多く挙げられた。これらからは、履修制限を

実施する際に、所属学部等に応じた学生の専攻・専門とのマッチングや、成績等を利用した養成課程の履修者の質の保証が志向されていることが示唆される。

加えて、「その他」の回答として、年次による制限（二年次以上に履修を限るなど）、必修科目などの単位取得状況を条件とする形、養成課程への登録者のみを履修可能者とする形、履修費の納入を必要とする形などが挙げられた。

養成課程に履修制限を設けていると回答した大学に対しその理由を訊いたところ、人的・物的資源の制約よりも、学生の質の担保が多く挙げられた。成績や専攻とのマッチングを考慮した履修制限の方法とも併せて考えると、多くの大学において、現場における養成課程の質保証、ひいては専門職の質保証の手段として、履修制限を設定していると考えられる。

#### 【養成課程における履修制限の設定理由（複数回答）】



(出所) みずほ総合研究所作成

加えて、「その他」の回答として、人文・歴史系の学芸員養成を趣旨として設定する大学で人文系学部のみを受講を制限するなど、開講学部・学科や博物館・学芸員と関係する学部・学科等を受講を限定することが複数校から挙げられた。また、教員数・教室の制約も、複数校が理由として挙げており、前述した質保証への志向が見られる。

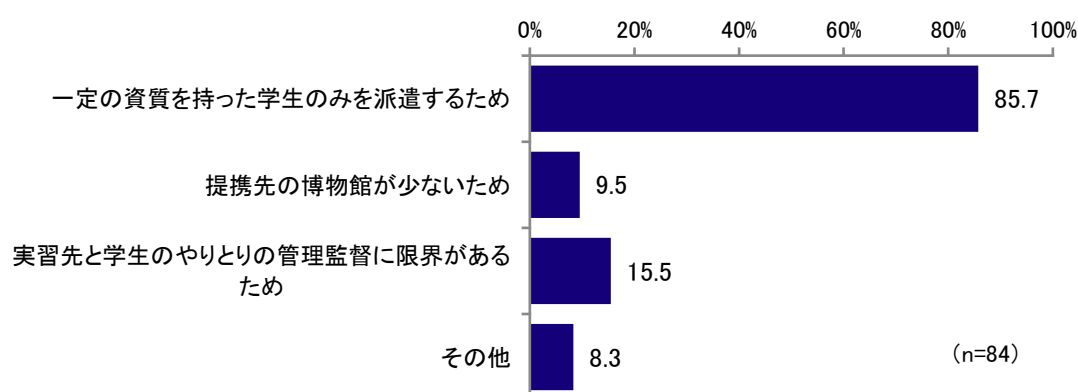
#### ③博物館実習への参加にあたっての制限：人数制限による学生の質保証を志向

養成課程全体については、履修制限を設ける大学は2割に留まっていたのに対し、博物館実習については、7割弱（66.1%）の大学が履修制限を設けている。

博物館実習の履修制限方法としては、他の養成課程単位の一部（必修など特定のものの）の取得を要件とする大学が最多であった。次いで、他の養成課程単位の全取得を要件とする形や、一定の成績要件を設ける形が多く見られた。説明会での意向確認や選考課題の提出を別途行う大学も複数存在した。

博物館実習において履修制限を設定していたとした大学にその理由を尋ねたところ、「一定の資質を持った学生のみを派遣するため」と答えた大学が最も多く、85.7%に上った。他方で、連携する博物館の数や管理監督の限界等、資源の制約を理由として選択した大学は1～2割弱に留まっている。博物館実習においては、既に多くの大学で人数制限による質保証が必要とされ、また実施されていることが見て取れる。

### 【博物館実習における履修制限の設定理由】



(出所) みずほ総合研究所作成

#### ④養成課程における新規分野との連携：進む「博物館×新規分野」

博物館と観光やまちづくり、福祉分野等との連携について、学芸員養成課程における取組を実施しているか尋ねたところ、約6割(63%)の大学が実施していると答えた。必ずしも制度的な保証がないものの、多くの大学でなんらかの形で対応がなされている。

新規分野との連携に関する取組としては、講義で紹介する形が最多であったものの、学外機関と連携しつつ博物館実習に観光などのテーマを組み入れる、学外施設での実習や社会活動に取り組むなどの、より踏み込んだ取組事例も見られた。具体的には、仏教系大学による宗派ネットワークを利用した文化財関連実習や、学部(地域政策学)全体のミッションとも連動したまちづくりへの取組、学内外施設における企画展示の実施など、各大学の特徴や資源を活かした事例等が挙げられる。

また、取り組まれた分野としては、まちづくり・地域連携が最多であった。観光分野も広く取り組まれており、まちづくりや地域連携と観光分野を併せた取組も多い。そのほか、福祉分野(ハンセン病国立療養所や福祉施設との連携、アール・ブリュットなど)や環境・自然分野(ジオパーク・国立公園など)を扱う事例も見られた。

#### 【新規分野との連携に関する取組の手法及び連携分野】

手法	講義での紹介	実習での紹介・体験	学外機関との連携	学生等による社会活動	学外関連施設での実習・体験など	学外関連施設見学	大学博物館との連携	詳細不明・未実施など
回答数	52	19	18	15	14	10	4	4

分野	まちづくり・地域連携	観光	福祉	環境・自然	学校教育
回答数	40	17	8	3	1

(出所) みずほ総合研究所作成

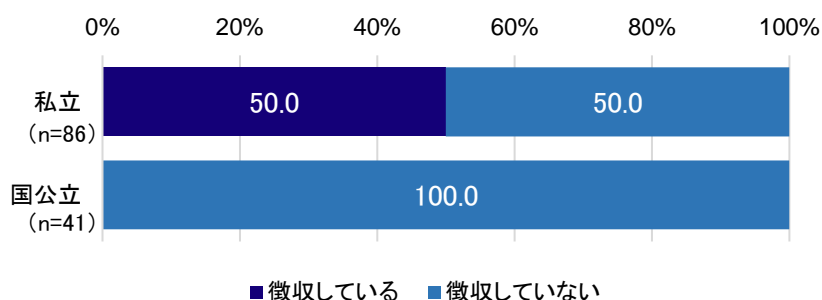
(n=80、カテゴリーは重複あり)

### ⑤学生からの費用徴収：国公立大と私立大学で対応に大きな差

学芸員養成課程の履修登録に際し、学生から登録費を徴収していると回答した大学は3割強(33.9%)であり、徴収を行わない大学が多数派である。具体的な金額は4,000~70,000円(平均約23,000円)と、大学によっては高額となっている。経済状況による機会不平等との兼ね合いや、資格取得の公正性の観点から、実態の注視を要する。

費用徴収の状況について、国公立・私立別に比較すると、私立大学の約50%が履修登録費用を徴収している一方で、国公立大学で徴収している大学はない。設置者の教育体制や財務状況の違いを反映している可能性がある。また、実習を除く養成課程の大半は一般の講義と同様の体制で行われていることを考えると、授業料等と別に登録費が徴収されていることは特殊な状況であるといえる。

【養成課程履修登録時の登録費徴収の有無(国公立・私立別)】

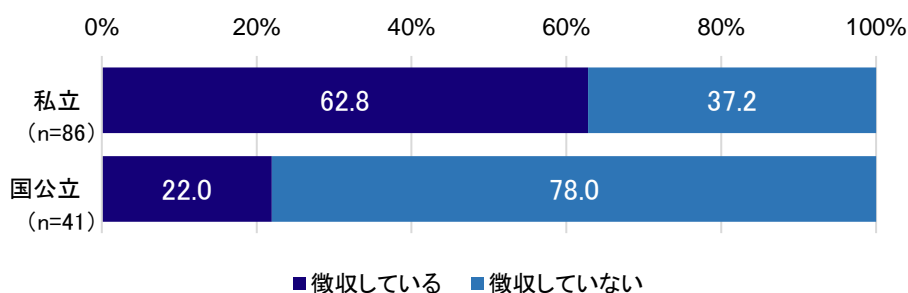


(出所) みずほ総合研究所作成

博物館実習に際して、実習費等を学生から徴収しているかどうかは、半々に回答が割れた(「徴収している」が49.6%)。実習費の徴収方法や金額次第では、経済状況による学芸員資格取得機会の不平等を拡大させるおそれもあり、注視が必要である。

博物館実習における費用徴収の状況について、国公立・私立別で差が見られた。私立大学の約60%が博物館実習に際して費用を徴収している一方で、国公立大学で徴収しているのは約20%に留まる。

【博物館実習における実習費等徴収の有無(国公立・私立別)】



(出所) みずほ総合研究所作成



### ⑥養成課程にかかわる教員数（常勤・非常勤）：非常勤職員に支えられる現場

養成課程にかかわる教員数は、常勤が1～39人（平均5.25人）、非常勤が0～28人（平均6.41人）との回答であった。平均値についていえば、常勤・非常勤の人数はそれぞれ5人程度とほぼ同等であるが、非常勤の方がやや上回っている。博物館関係分野の質保証・安定的な人材供給の観点からは、待遇改善や正規化の必要性を検討する余地がある。

また、常勤教員1名で養成課程を運営している大学も存在しており、過剰な負荷や質保証の不全が生じていないかを確認する必要がある。

【養成課程にかかわる教員数（常勤）】 (n=127)

	n=	%、人
全体	127	100.0
平均値		5.25
最小値		1.00
最大値		39.00

(出所) みずほ総合研究所作成

【養成課程にかかわる教員数（非常勤）】 (n=127)

	n=	%、人
全体	127	100.0
平均値		6.41
最小値		0.00
最大値		28.00

(出所) みずほ総合研究所作成

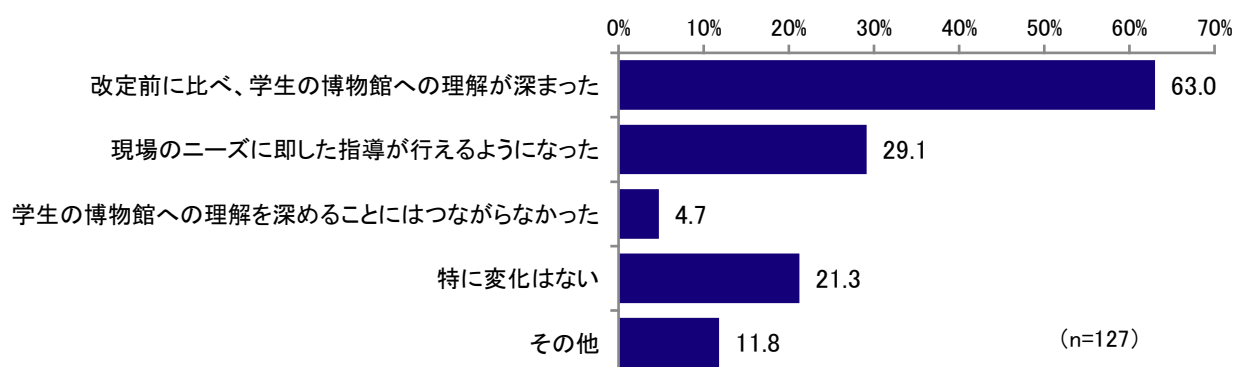
なお、これらの常勤教員数・非常勤教員数の分布を、国公立・私立別に比較したところ、総じて私立の方が、非常勤教員数が多い大学が多く、また常勤教員が少ない大学が多い。この結果からは、私学において、質保証や人材育成、教育体制における課題がより大きいことが窺える。

### ⑦単位数増加の教育への影響：肯定的な回答が多数

2009年からの法定単位数引き上げによる教育への影響については、「学生の博物館への理解」という観点から改善効果を認識する回答が多数（63.0%）であった。他方、「現場のニーズに即した指導」という観点から改善効果を認める回答は3割弱（29.1%）に留まっている。知識・理解の観点からカリキュラム充実の効果が認められているが、現場ニーズとの関連性が高い学習の実現については、前回改定時に十分カバーされなかったことが窺え、今後の課題である

加えて、「特に変化はない」を2割強（21.3%）が選んでいることも大きな課題である。これが周知不足によるものか、あるいはカリキュラム内容自体の問題であるか、実施に際しての問題かの検討を要する。

### 【法定単位数引き上げの教育的効果】



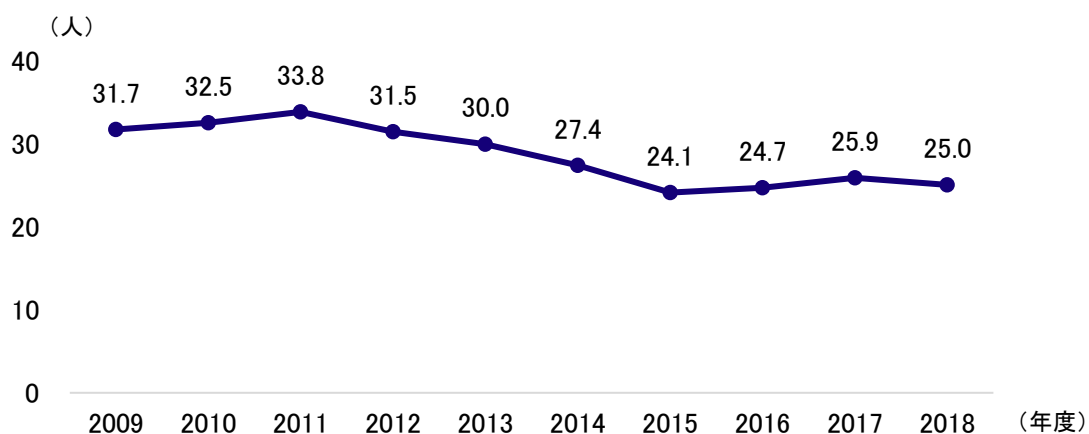
(出所) みずほ総合研究所作成

また、法定単位数引き上げの効果に関する自由記述では、時代に応じたカリキュラムとなったこと、専門性や学芸員としての自覚向上につながったことなどが挙げられた。他方、現場の学芸員でも知らないような事項（例として博物館資料保存論が挙げられている）が加えられたなどの過剰な専門化や、集中講義が増えることで結果として履修可能な学生が減ったことなどが指摘されている。

#### ⑧資格取得者数の推移：養成課程改定後減少し、その後下げ止まり

直近10年（2009～2018年度）における、1大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値を見ると、2012年度まで30人超であったところ、その後2015年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況にある（※回答大学数は年度により若干異なる）。

図表 35 学芸員資格取得者数平均値（Q15）（2009～2018年度）



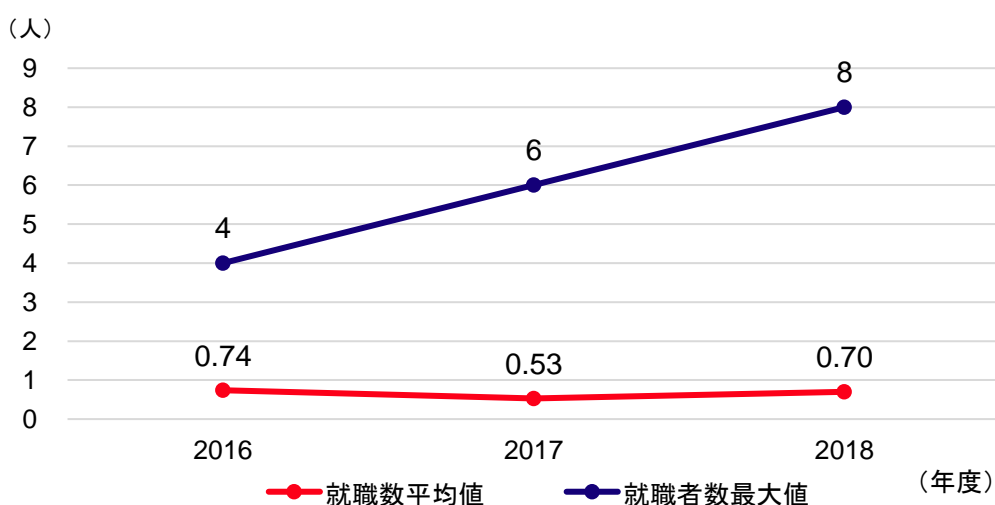
(出所) みずほ総合研究所作成

### ⑨博物館関係の就職者数の推移：各大学で平均1人に満たない

直近3年度（2016～2018年度）における博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学1人に達しない低位で安定しており、最大値でも10人に満たない状況である。

同期間の1大学ごと学芸員資格取得者数が、平均25人程度（最大100人前後）であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門であることが明瞭になる。資格取得者の皆が必ずしも博物館等関連施設への強い就職希望者ではないとはいえ、安定的な就職期待を抱くには程遠い状況が窺える（※回答大学数は年度により若干異なる）。

【博物館等関連施設就職者数（2016～2018年度）】

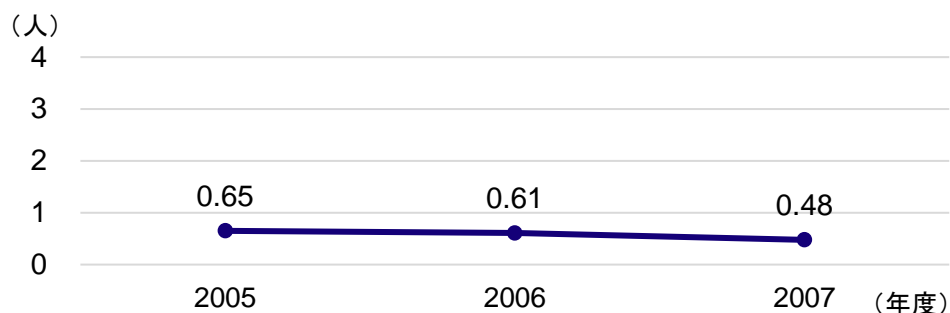


(出所) みずほ総合研究所作成

参考として2005～2007年度の資格取得者数平均値（1大学当たり）を算出すると、0.5～0.7人前後と、本調査と大きくは変わらない値となった。回答数の違い等もあり、直接の比較は困難であるが、就職者数が0人である大学が多く存在する傾向は同様である<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> なお、以下にこの平均値の算出法を記す。丹青研究所調査の当該設問は自由記述となっており、報告書には年度ごとに、1以上の数値を回答した（就職者がいた）大学数及びそれら就職者数の合計が掲載されていた。その他の大学については、0人との回答ないし無回答であったと想定されるが、その詳細や内訳については記載がなかった。そのため、1以上の数値を回答した大学以外はすべて就職者数0人であったとみなし、各年度の就職者数合計を同年度の回答大学総数で割って平均値を算出した。

【博物館等関連施設就職者数平均値（2005～2007 年度）】



年度	2005	2006	2007
n(回答大学総数)	232	236	235
n(うち就職者のあった大学数)	78	71	61

(注) n は各年度の回答大学数等

(出所) 丹青研究所「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」よりみずほ総合研究所作成

### (3) 調査結果を踏まえた分析

以上、大学向けに実施したアンケート調査の結果を基に、学芸員養成課程の運用実態の把握を行った。以下、調査の結果をまとめつつ、今後検討を要する事項について整理する。

まず、本調査の結果、非常勤職員への依存の程度や、新規分野（まちづくり、福祉、観光等との連携）に関する取組の有無等において、大学によって大きな差が見られた。これらは、大学間で養成課程の教育の内容に大きな差があることを示唆している。

また、養成課程の前回改定後、資格取得者の供給量が減った一方で、博物館関連施設への就職者数は伸びておらず、学芸員資格取得者は、博物館側の需要を踏まえると、大幅な供給超過の状況にあることも本調査結果から示唆された。なお一方で、現在の社会状況における博物館側の需要数の減少も、そのバランスを大きく崩している一要因になっていることも考慮しなければならない。

学芸員資格の目的を、「博物館に明るい市民の養成」とするか、「博物館において学芸業務等を担う高度な専門職」とするかによって、こうした状況への評価は変わってくるが、後者に立つ場合は、前述のような大学間における教育内容やその充実度合いのばらつきを平準化するよう、各大学が指導体制の充実化やファカルティ・ディベロップメントに取り組むことが重要である。さらに、学芸員養成課程の修了者に対して統一試験を課す等、より踏み込んだ取組が必要となると考えられる。いずれにしても、今後学芸員養成課程の改定に取り組む場合は、学芸員資格そのものの目的、在り方について議論を行うことが検討の前提になると言えよう。

また、養成課程に係る費用の徴収についても、大学間、特に国公立・私立の別によって大きく差があることが分かった。同一資格であるにもかかわらず、金銭的な負担により資格取得へのアクセスが学生間で異なっている実態については、今後改善の余地があると考えられる。

## 2. 博物館及び学芸員の果たすべき役割

ここでは、博物館に関する有識者へヒアリング調査を踏まえ、博物館と学芸員の果たすべき役割について整理する。

### (1) 調査概要・項目

#### ①訪問ヒアリング

本調査実施に合わせて設置した調査委員会における推薦に基づき、10名の有識者を選定して、訪問ヒアリングによる意見聴取を行った。対象者と調査項目は以下の通りである。

【ヒアリング調査対象者一覧（五十音順）】

氏名(敬称略)	所属・役職
青木 豊	國學院大學 教授
石森 秀三	北海道博物館 館長
和泉 大樹	阪南大学 国際観光学部 国際観光学科 准教授
江水 是仁	東海大学 課程資格教育センター 博物館学研究室 准教授
緒方 泉	九州産業大学 地域共創学部 地域づくり学科 教授
落合 知子	長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科 教授
五月女 賢司	吹田市立博物館 学芸員
佐々木 享	北海道大学 大学院文学研究科 教授
住友 文彦	アーツ前橋 館長 / 東京藝術大学大学院 教授
辻 秀人	東北学院大学 教授

(出所) みずほ総合研究所作成

【調査項目】

分類	項目
1. 今後学芸員に求められる役割と養成課程が果たすべき役割について	• 学芸員養成課程の前回改定時の振り返り
	• 博物館に求められる役割と学芸員の役割の変化について
	• 博物館・学芸員に求められる役割を踏まえた場合の、現行課程の課題・改善点(科目・実習・教育体制ほか)
	• 学芸員養成課程について(科目・実習・教育体制ほか)
2. 博物館行政について	• 学芸員の資格制度について
	• 観光連携について
	• 博物館登録制度について
	• 指定管理者制度や地方独法化について

(出所) みずほ総合研究所作成

#### ②メールアンケート調査

調査委員会の推薦を基に、44名の有識者を選定して、メールによるアンケート調査を行った。本報告書で取り上げる調査項目は以下の通りである。

【調査項目】

分類	項目
1.学芸員の在り方と養成課程について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 博物館の役割・それを踏まえた学芸員の役割の変化について</li> <li>● 学芸員養成制度について(位置づけ・問題点・改善点)</li> </ul>
2.博物館観光について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンテンツについて(観光誘客と展示やイベントの内容・多言語化)</li> <li>● 広報宣伝について(存在の認知や来訪につなげる方法)</li> <li>● 他のアクターと博物館の連携について(自治体・事業者等との連携と役割分担)</li> <li>● 地域資源の活用について(有形無形の資源の、博物館観光による活用事例)</li> <li>● 博物館の基本機能と観光振興との兼ね合い</li> </ul>
3.地域との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちづくりについて(史跡等活用時の博物館の役割・都市空間と博物館)</li> <li>● 市民との連携について(博物館と市民活動・市民参加)</li> </ul>

(出所) みずほ総合研究所作成

## (2) 聴取結果の整理

上記二つの調査をまとめ、論点を整理する。

### ①博物館の果たすべき役割

#### (i)基本機能の重要性

多くの有識者の間で、博物館の基本機能を最も重視すべきであるといった指摘が見られた。ここでいう基本機能とは、文化財等の資料の「調査・研究」、「収集・保存」、「教育・展示」である。

1章2節4項でも述べた通り、近年博物館には、まちづくりや観光・福祉連携など「新たな社会的役割」が期待されている。しかし、博物館がそれらの新たな役割を果たすためにも、本来の役割である基本機能の発揮が前提となる。例えば、基本機能をないがしろにした博物館が観光に参入しても、他の観光事業と差別化できず埋没することが予想される。

#### (ii)地域連携

基本機能に加え、博物館が立地する地域との連携や、地域住民への価値の還元を重視する意見が見られた。また、高齢化を視野に、健康維持への貢献を通じた地域連携を求める意見もみられた。

#### (iii)観光連携

博物館が単体で観光施設的な性格を持ち、利益を追求するあり方については、否定的な意見が大勢を占めた。他方で観光連携自体を否定するものは多くなく、(i)にも述べたように博物館の基本機能発揮を前提として、その中で役割を果たすべきとの意見が多く見られた。基本機能の中でも特に、資料保存と文化財などの公開・展示との両立が留意すべき点とされる。

博物館が果たせる役割としては、「博物館が、地域と旅行者をつなぎ、域内の観光資源を周知するビジターセンターのような役割を果たすべき」などの意見にみられるように、基本機能の発揮を通じ、地域の観光資源と訪問客を「つなぐ」ことが挙げられた。

また、具体的な課題としては、多言語対応の必要性及び現状の不十分さが挙げられた。加えて直接の意見ではないが、今後増加が見込まれる定住外国人・外国にルーツを持つ者への対応が求められる可能性もある。

#### (iv)国際的な視野

今後一層のグローバル化を視野に、日本の博物館においても、「ジェンダーや LGBTQ、歴史問題といった国際的に重要視されている問題についてアンテナを張ることが重要である」とする意見が見られた。

### ②学芸員の果たすべき役割

#### (i)学芸業務

前節(i)で述べた博物館の基本機能の重要性を踏まえ、それらを担う学芸員についても、文化財発掘や調査研究などの専門的スキルが重要であるとの指摘が得られた。それらスキルの、学芸員養成課程での修得も重要とされた。加えて前節(ii)に述べた、博物館の生み出した価値の社会還元をふまえ、教育・普及に資するスキルがより重要となるとの意見も見られた。

#### (ii)地域連携・価値の還元

(i)に述べた価値の社会還元の観点から、学芸員にも「地域と関わり、地域に価値を還元する」ことが求められているとの指摘が多く見られた。これは特に、地域に近い市区町村レベルの博物館学芸員にとって重要と考えられる。

具体的な手法としては、「地域住民とともに活動しながら研究で得られた成果を還元する」、「地域とのネットワーク構築に積極的に取り組む」、「地域住民や芸術家等を含めたイベントを企画する」、「地域の博物館同士の連携を促進する」などの意見が挙げられた。これらの連携を進めるうえでは、館長等のトップ・マネジメントに一定の権限が必要との意見もあった。

#### (iii)博物館運営

博物館の運営等の経営管理や顧客（来館者）業務に関するスキル、具体的には接客・対人関係能力や事務・経営スキルの重要性についても多く意見が挙がった。これらの習得が学芸員に求められるとの意見の一方で、特に経営管理については、本来専門スキルを有する職員が配置されるべきだが、財政余力がないため、やむを得ず学芸員がこなすことを求められているとの批判も見られた。

#### (iv) 広報・SNS

情報の対外発信について、SNS 等を利用した、若年層を含めたターゲットへの広報が今後必要となるといった指摘が複数得られた。発信内容としては、画像や動画、それに加え資料の解説も含めたコンテンツが有効であるといった意見が挙げられていた。

一方で、SNS 等を用いても、頻度の高い更新・発信が求められるばかりで効果が見込めないといった否定的な意見もわずかが見受けられた。

#### (v) 学芸員の負担増と観光資源化

以上に見たように、学芸員に求められるスキルが増える中で、博物館の観光資源化は学芸員の負担を過度に大きくするものであるといった指摘が多数得られた。

学芸員の業務は現時点においても多岐にわたるため、観光業務を学芸員に課すことは非現実的であるといった指摘がある中で、学芸員資格を要件としない観光振興を担う専門職の新たな設置を求める意見も示された。

また、学芸員養成課程に博物館と観光との関わり方に関する科目を設置し、観光に対する学芸員の理解の深化を図るべきといった提案も見られた。

### ③ 学芸員養成課程の学びの内容について

#### (i) 科目

科目増加の必要性について、多くの有識者から指摘があった。特に 2 章(2)①に述べた博物館の役割を踏まえ、地域連携を重視して「地域博物館論」、「地域文化資源論」などの必要性が挙げられた。

ほかにも、「博物館学史」のような教養科目や、「博物館利用論」、「著作権法」といった科目の新設が提案された。

一方で、「博物館資料保存論」や「博物館教育論」などについて、専門性が高く現場での習得が望ましく、また裏を返せば科目内容の現場での活用事例も少ないとの理由から、科目廃止を求める意見が挙げられた。この他、科目数については現状維持を求める意見も少数見られた。

#### (ii) 養成すべき能力

能力についても、科目への指摘に対応して、技術的な専門技能よりむしろ教養的な基礎能力や理論・思想的なリベラルアーツを重視すべきとの傾向が見られた。

また、博物館と観光・地域・福祉などのかかわりを踏まえて、社会還元の方法論や、観光振興に必要な調査研究・発掘のスキルを学ぶべきとの意見も多く見られた。

この他、現状の学芸員資格は現場で役に立たないとの厳しい批判も存在した。



### (iii)養成課程の位置づけ・専門性

目指すべき学芸員像や、必要科目・学習内容のガイドライン、学芸員のキャリアパスなど、養成課程の位置づけを明確にすべきとの指摘が多く挙げられた。関連して、博物館学専任教員が必置でないことから博物館学が未発達であること、養成課程が専門職としての学芸員養成につながっていないことなど、専門職及び学術の両面から、学芸員の専門性にかんする議論・実践の不十分さが指摘された。

## ④博物館実習のあり方について

### (i)大学と現場の連携の必要性

大学と実習現場の連携を図るため、大学教員が博物館の非常勤学芸員を兼任する、大学側の要求を博物館側に明確に伝える、大学博物館を有効に活用するなどの提案が複数見られた。

### (ii)実習ガイドラインの明確化

実習先や実習期間について、ガイドラインを明確にすべきとの意見が複数見られた。

ガイドラインの具体的な内容としては、まず実習先について、「現場をより知るために学外の博物館で実習を行うべき」、「各学生の専門分野に關係する博物館での実習を行うべき」、「実習受け入れ先の差異を小さくするためにカリキュラム認定を行うべき」等が指摘された。

この他、実習プログラムや評価方法の統一など、実習先による学習成果の差異を是正するようなガイドラインの策定が求められた。

### (iii)実習先への金銭援助

実習先への負担の大きさを理由に、金銭援助が必要との指摘があった。

### (iv)その他

実習内容の充実の観点から、事前の学内実習の義務付けや、「実習を通じて能力を発揮できるような学生を重点的に学芸員として育成」することを求める指摘が見られた。また同様の観点から、「地域交流を通じた『コーディネート力』」や、技術に留まらない基礎教養の実習を通じた修得を求める意見も挙げられた。

また、実習に対する学生の意識の希薄さや、実習先とほぼ関わりのない学生の申し込みなどを問題視する意見も見られた。

#### ⑤学芸員養成課程を支える教育体制について

特に現場職員が養成課程の指導に当たることについての批判的意見が多く見られた。高齢の現場職員が科目を担当することで、教職の後進育成に支障が生じることや、実務家教員の職員としてのバックグラウンドにより教育内容が安定しないことが問題とされている。

また、教育内容の質保証にかんして、大学・教員間の差の大きさが広く問題視された。大学間では、4年制大学と短期大学、また都市部と地方部での隔たりが指摘された。教員間の差異については、教員の専門分野による指導内容の異なりや、同じ科目であっても内容に大きな隔たりがあることが問題視された。

#### ⑥資格付与

現状の学芸員資格付与水準が低いとの認識に基づき、試験制度の創設による制限や、看護師資格に準ずる高精度の基準設定を求める指摘が見られた。

また、期待される職務の高度化・多様化を踏まえ、学部卒と院修了、専門性、実務経験などの観点から、資格の分化・階層化を求める意見も複数存在した。これには、専門館長の新設も含まれる。

#### ⑦前回改定の振り返り

科目数増や科目内容の明確化についての評価は高い。一方で、①(i)と関連して、「1単位科目を増やすことで様々な講義内容・演習形式を充実させるべき」、「博物館資料論といった、名称が曖昧な科目はより細分化し、科目ごとの住み分けを図るべき」といった科目細分化が必要だったとの意見も見られた。なお、細分化は科目間の重複を増やすとの異論も存在し、意見は分かれている。

#### ⑧その他

養成課程を修了後、学芸員として就職する者が少ないことについては、評価が分かれた。肯定的な意見としては、博物館への理解の拡大や、文化的教養の取得への寄与を評価しているものが多い。他方否定的な意見では、専門性を持った学芸員の養成に繋がらないことや、学芸員の専門性そのものが薄れかねないことが懸念されている。

また、短期大学をはじめとして、学芸員養成課程を設置する余力がない、あるいは設置に適さないとされた大学では、学芸員養成課程を廃止すべきという意見が複数見られた。より具体的には、実際に博物館資料を扱う実習ができる環境を整備している大学・学科に限定して設置を継続すべきであるとの主張である。

この他、学芸員資格を保有していない博物館職員は、資格を取得することが現状困難であるが、実務経験のある職員を学芸員として養成し資格を付与するためには、養成課程の対象を学生に限定しないほうが良いという意見が見られた。

## おわりに

本調査においては、学芸員養成課程の実態把握と今後の環境変化を踏まえた課程の在り方について検討を行ったが、今後博物館が環境変化に対応し、その機能強化を実現するためには、より体系的な学芸員養成と研修について検討を進める必要があるだろう。すなわち、学芸員の生涯における資質能力の保証と向上のために、養成課程とリカレント教育に連続性を持たせた検討が待たれる。

さらに、学芸員養成という観点だけでなく、地域博物館の基本機能が危ぶまれる状況についても調査委員会において指摘されており、博物館の財政面の強化、複数の博物館によるネットワークによる機能強化など、運営形態の在り方についても重要な問題として検討が必要であろう。これらについても、今後の調査研究で引き続き検討を行っていく必要がある。

本調査は、意見聴取や実態把握調査に応じて下さった有識者、各大学の協力がなければ成り立たなかったものである。彼らのご厚意に感謝の意を表明するとともに、本調査の成果が、学芸員養成課程のカリキュラムの改善、学芸員の資質向上のための環境整備、ひいては博物館の機能強化に関する議論の活性化に資することを念じて、本報告を締めくくりたい。

### 地域に貢献する博物館の新たな役割と機能強化 ～学芸員養成課程の実態把握と博物館が果たすべき役割の検討～

発行日：2020年5月28日

発行者：みずほ総合研究所株式会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル

#### 【本資料に関するお問合せ先】

みずほ総合研究所株式会社 コンサルティング事業本部

社会・公共アドバイザー部 田端 慎吾 (Shingo TABATA) 本田和大 (Kazuhiro HONDA)

Tel : 03-3591-8792 E-mail : shingo.tabata@mizuho-ri.co.jp

- 本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。
- 本資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談下さい。